

制度の名称	制度の概要	対象者	問合せ先
建設型応急住宅 (仮設住宅)	住宅に甚大な被害を受けた人に、建設した仮設住宅を提供します。	①～⑤全ての要件にあてはまる人 ①令和8年7月28日時点で、八代市に居住する人 ②1～4のいずれかを満たす人 1. 住家が「全壊」、「全焼」または「流出」し、居住する住家がない人 2. 住家が「半壊」(「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。)であって、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う人 3. 二次災害などにより住家が被害を受ける恐れがあるなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない人 4. その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた人 ③他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない人 ④災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない人 ⑤暴力団員でない人	住宅課 ☎33-4122
賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅)	住宅に甚大な被害を受けた人に、民間賃貸住宅を提供します。	①住まいが全壊、または全焼により居住する住宅がない人 ②住まいが半壊(中規模半壊、大規模半壊含む)であっても、やむを得ず解体を行う人 ③二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している等、長期に渡り住まいに居住できない人 ④災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する人で、半壊以上で修理期間が1カ月を超えることが見込まれる人	
自宅敷地内への建設型応急住宅	作物や家畜の管理などの生業やその他の事情により、自宅に居住する必要がある人に、自宅敷地内に仮設住宅を設置します。	①～③全ての要件にあてはまる人 ①住宅が「全壊」、または「半壊」以上で、やむを得ず解体を行う人 ②農業、畜産業などの生業や、その他の事情により、自宅敷地内での居住が必要な人 ③自宅敷地内に仮設住宅を設置できる要件を満たす人	住宅課 ☎33-4122
住宅の応急修理	応急修理に掛かる費用を被災者に代わって市が支払います。	り災証明の区分で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅	営繕課 ☎33-4401
合併処理浄化槽の補助	合併処理浄化槽の更新や改築(機器修理)が必要となる個人住宅を対象として、合併処理浄化槽の補助事業を拡充します。	下水道処理区域(予定区域を含む)、東陽町、泉町を除く市内全域において、令和8年熊本地震により合併浄化槽が損傷した人	下水道総務課 ☎33-4147
建物の解体・撤去	被災した損壊家屋などについて、公費により解体・撤去を行います。	①り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の家屋など ②「被災証明書」を取得した建物のうち、相談受付または解体申請後、市の調査により「半壊」以上と判定された非住家など(空き家、倉庫、店舗など)	循環社会推進課 予約・問合せ専用ダイヤル ☎37-7550

生活再建に向けた支援制度 一覧

【令和8年10月14日現在】

各制度の詳細、最新情報や申請方法などについては、お問い合わせいただく「被災者応援ガイドブック」を確認ください。



制度の名称	制度の概要	対象者	問合せ先
市県民税の減免	令和8年7月28日以降に納期を迎える令和8年度の市・県民税、固定資産税を減免します。	居住する住宅に半壊以上の被害があった世帯の構成員 ※り災証明書の交付申請された人は、減免の申請は不要です。	市民税課 ☎33-4107
固定資産税の減免		所有する固定資産に半壊相当以上の被害を受けた納税義務者 ※居住する住家については、申請は不要です。	資産税課 ☎33-4108
国民健康保険税の減免	令和8年7月分～令和9年3月分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を減免します。	①居住する住宅に損害を受けた世帯(申請不要) ②主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病等を負った世帯 ③主たる生計維持者などの行方が不明となった世帯 ④主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる世帯	国保ねんきん課 ☎33-4113
後期高齢者医療保険料の減免			国保ねんきん課 ☎33-4490
介護保険料の減免			介護保険課 ☎32-1175
国民年金保険料の免除		国民年金第1号被保険者で住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた人	国保ねんきん課 ☎33-4105 八代年金事務所 ☎35-6123
被災者生活再建支援制度	居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯(被災世帯)に対して、支援金を支給します。	①住宅が全壊した世帯(全壊世帯) ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体世帯) ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯) ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)	生活援護課 ☎33-8722
災害弔慰金	令和8年熊本地震により、亡くなられた人(災害関連死を含む)のご遺族に対し弔慰金を支給します。	令和8年熊本地震により亡くなられた人のご遺族	
災害障がい見舞金	令和8年熊本地震により、心身に重度の障がいを受けた人に対し見舞金を支給します。	令和8年熊本地震による負傷、疾病により、一定の重度の障害が残った人 ※医師の診断書が必要です。	健康福祉政策課 ☎33-4003
災害見舞金(重傷者)	令和8年熊本地震による重傷者に対し見舞金を支給します。	地震などによる被害または火災などによる被害により負傷し、1カ月以上の入院治療を要する見込みの人	